

単 独

設 計 図 書

(特記仕様書・位置図・工事数量総括表)

2026 年度施行

町道舗装補修工事 (その2)

森町

特 記 仕 様 書

特記仕様書

- 20 一般事項
- 01 適用
- 01 共通仕様書

当該工事は、『北海道建設部土木工事共通仕様書』（以下「土木工事共通仕様書」という。）に基づき施工すること。

- 02 土木工事積算基準等

- 1 当該工事の設計図書は、北海道建設部が制定した次の積算基準等に基づき作成している。
 - (1) 一般土木工事
「土木工事積算要領」、「土木工事積算基準」、「土木工事工種体系化の手引き」
 - (2) 漁港工事
「漁港関係工事積算基準」、「漁港関係工事工種体系化の手引き・数量算出要領」
 - (3) 下水道工事
「土木工事積算要領（下水道編）」、「土木工事積算基準」、「下水道工事工種体系化の手引き・数量算出要領」
- 2 「土木工事積算基準」及び「漁港関係工事積算基準」において定めている諸基準に基づき次のとおり扱っている。
 - (1) 機械施工と人力施工等の施工方法や区分は設計図面等から判断し、機械施工が困難である場合を除き、機械施工を標準として積算している。
 - (2) 特記仕様書等で別途明示している場合を除き、各基準において定めている標準工法・標準機種で積算している。
 - (3) 上記（1）（2）については、受注者の任意施工を拘束するものではない。
ただし、現場条件等がこれにより難しい場合には、必要に応じて設計変更する。
- 3 「土木工事工種体系化の手引き」、「漁港関係工事工種体系化の手引き」及び「下水道工事工種体系化の手引き」において定めている事項を、設計図書の規格・摘要欄に明示しているが現場条件等に差異が生じた場合には、設計変更の対象とする。
- 4 当該工事の数量算出書は、北海道建設部が制定した次の土木工事数量算出要領等に基づき作成している。
 - (1) 一般土木工事
「土木工事数量算出要領」
 - (2) 漁港工事
「漁港関係工事工種体系化の手引き・数量算出要領」
 - (3) 下水道工事
「下水道工事工種体系化の手引き・数量算出要領」

特記仕様書

5 本設計図書は、北海道建設部が制定した「北海道建設部営繕工事積算要領」に基づき作成している。

6 特記仕様書に記載されていない事項について

図面(工事数量総括表を含む)及び、この特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書 令和7年版(各工事編)」(以下「標準仕様書」という。)、 「公共建築改修工事標準仕様書 令和7年版(各工事編)」(以下「改修標準仕様書」という。)、 「建築物解体工事共通仕様書 令和4年版」(以下「解体共通仕様書」という。)及び、「北海道建設部土木工事共通仕様書(令和6年10月版)」による。

21 工程関係

03 施工の制限内容

01 時間的制約を求められた場合の報告

当該工事の施工に当たり、関係機関・自治体等から通勤・通学の時間帯や周辺地域の状況により、時間的制約等を求められた場合には、工事監督員に報告すること。

13 令和6年度 月単位の週休2日工事

01 令和6年度 月単位の週休2日工事【現場閉所】の実施について【土木工事】【空港工事】

1. 本工事は、月単位の「週休2日工事」の対象工事である。

2. 受注者が月単位の週休2日の施工を行う希望がある場合、工事着手前に発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨の協議を行い、協議が整った場合に月単位の週休2日での施工を行う工事である。なお、月単位の週休2日が達成できない場合においても通期の週休2日による施工に努めること。

3. 月単位の週休2日とは、対象期間の全ての月において、土日・祝日に関わらず、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状況をいう。

対象期間は、契約期間内において工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間及び夏期休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは対象期間に含まない。工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するものとする。

4. 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪などによる予定外の現場閉所日についても現場閉所日に含めるものとする。

特記仕様書

5. 月単位の4週8休とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

通期の4週8休とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日/28日）の水準の状態をいう。

6. 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。

7. 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。

1) 受注者は、週休2日の計画工程表を施工計画書に添付し発注者へ提出する。

2) 受注者は、実施結果を発注者へ報告する。

8. 週休2日の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

9. 現場の閉所状況に応じて、以下の補正係数を、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率に乘じる。市場単価方式についても、現場の閉所状況に応じて補正係数を乘じるものとする。ただし、土木工事標準積算基準書（共通編）第VI編第II章市場単価に掲載されている工種のみ補正対象とする。

なお、その他労務費分が明らかとなっていない単価等については、補正の対象としない。

1) 現場の閉所状況

上記5に示した現場の閉所状況を達成した場合。

2) 補正方法

当初予定価格から月単位における4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乘じている。なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないものは、通期の週休2日の補正係数に変更するものとし、通期の4週8休に満たないものについては、補正係数を乗じない。

【補正係数】

4週8休以上（月単位）

- ・労務費 1.04
- ・機械経費（賃料） 1.02
- ・共通仮設費率 1.03
- ・現場管理費率 1.05

4週8休以上（通期）

- ・労務費 1.02
- ・機械経費（賃料） 1.02
- ・共通仮設費率 1.02
- ・現場管理費率 1.03

市場単価方式の週休2日補正係数は、下記ホームページによる

特記仕様書

URL:<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/shukyufutsuka.html>

1 0. 「週休2日工事」について、受注者を対象としたアンケート調査に協力するものとする。

アンケートフォームURL:https://www2.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/syukyufutuka_ssl/

1 1. 週休2日の実施計画書提出後、当該工事の全体工期については、影響はでないものの、一部の施工内容・箇所に変更があり、工期内の期限を設ける必要がある場合は、対象期間外と出来る場合があるので、受発注者間協議を行うこと。

24 安全対策関係

01 交通安全施設の指定

04 交通処理計画の提出

当該工事は片側交互通行規制を行い施工することとし、交通処理は別途計画図及び次によること。

- 1 着手前に現地状況等を確認のうえ、交通処理計画を作成し工事監督員と協議すること。
- 2 交通管理者への許可申請等において、交通処理計画の変更を求められた場合には、工事監督員に報告すること。
- 3 やむを得ない理由により交通誘導警備員が配置できない場合は、土木工事共通仕様書の扱いによる。

06 バリケード等の設置、誘導警備員の配置

当該工事箇所の近隣には、幼稚園及び小学校があるため、児童が工事区域内へ侵入しないようバリケード・保安灯を設置し、更に工事車両の出入り口には、交通誘導警備員を配置すること。

03 交通誘導警備員、警戒船、発破作業等の制約

01 交通誘導警備員の配置（片側交互通行）

当該工事の施工に当たっては、片側交互通行を予定している。次の作業期間中（休憩時間含む）は交通誘導警備員を配置するものとし、交通誘導警備員を見込んでいる。

なお、毎日の作業終了後は現況幅員程度を確保することとし、一般交通等に支障がないよう安全対策を講じること。

27 建設副産物・廃棄物関係

02 再生資材等の利用

01 再生アスファルト混合物の使用

当該工事における再生アスファルト混合物の使用については、次のとおりとする。

- 1 再生密粒度アスファルト混合物：表層

28 工事支障物件等

02 占用物件工事との重複

特記仕様書

01 占用事業者との協議

当該工事区間において、上水道(仕切弁)については占用者が先行し、車道内については同時に工事を行う予定である。

また、各占用事業者とは十分に調整し、工程に支障が生じないように努めること。

また、下水道Mの高さ調整を予定している。受注者は事前調査によって高さを確認し、監督員に報告すること(監督員と要協議)。

30 その他

02 現場発生品

01 現場発生品の協議

既設側溝の蓋については、上台土場に運ぶ予定である。詳細については監督員と要協議。

位 置 図

工 事 数 量 総 括 表

工事名 町道舗装補修工事（その2）

森町建設課

工事数量総括表

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量の増減	道路新設・改築		
						道路改良		
						概要		
						現場条件	単位	数量
道路改良		式		1				
排水構造物工		式		1				
作業土工		式		1				
(埋戻し)	土砂	(m3)		(2)		< 1 m3当たり > 埋戻し	m 3	1
						切込碎石	m 3	1.1
集水桝・マンホール工		式		1				
マンホール(高さ調整)		組		3		< 1 組当たり > 蓋(受枠とも) 調整コンクリートブロック据付工	組	1
構造物撤去工		式		1				
排水構造物撤去工		式		1				
蓋版撤去	ト77蓋(2種450)参考質量91kg/枚	枚		48		< 1 枚当たり > 蓋版	枚	1
構造物撤去工		式		1				

工事数量総括表

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量の増減	事業区分 道路新設・改築 工事区分 道路改良		
						概要		
						現場条件	単位	数量
運搬処理工		式		1				
現場発生品運搬	トワ蓋(2種450)上台土場	t		4.4		< 1 t当たり > 現場発生品及び支給品運搬	t	1
						現場発生品及び支給品積込・荷卸	t	1
舗装		式		1				
舗装工		式		1				
舗装準備工		式		1				
不陸整正	無し	m2		16		< 1 m2当たり > 不陸整正	m 2	1
シート設置	【舗装用クラック防止材 グラスグリッド CG100L 2誌平均単価2026年4月号】	m2		118		< 1 m2当たり > 吸出し防止材敷設工	m 2	1
アスファルト舗装工		式		1				
上層路盤(車道・路肩部)	再生瀝青安定処理材(40)50mm 【再生アスファルト安定処理 A s 量 3 . 5 ~ 5 . 5 % 配合率 5 0 % 車道用】	m2		16		< 1 m2当たり > 上層路盤(車道・路肩部)	m 2	1

工事数量総括表

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量の増減	道路新設・改築		
						舗装		
町道舗装補修工事(その2)						概要		
(当初)						現場条件	単位	数量
表層(車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(13)40mm1.4m以上3.0m以下 2車線 【再生密粒度アスファルト混合物 13F As量 6.0~8.0% 配合率50% 車道用】	m ²		1,640		< 1 m ² 当たり > 表層(車道・路肩部)	m ²	1
区画線工		式		1				
区画線工		式		1				
∧イノ式区画線(外側線)	∧イノ式 溶剤型実線 15cm常温	m		524		< 1 m当たり > 区画線設置	m	1
仮設工		式		1				
交通管理工		式		1				
(交通誘導警備員)		(人日)		(9)		< 1 人日当たり > 交通誘導警備員B	人日	1
直接工事費		式		1				
共通仮設費		式		1				
共通仮設費(率計上)		式		1				

工事数量総括表

		工事名	町道舗装補修工事（その2）		(当 初)	事業区分	道路新設・改築			
			規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量の増減	工事区分	共通仮設費	
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量の増減	摘要		
								現場条件	単位	数量
純工事費				式		1				
現場管理費				式		1				
工事原価				式		1				
一般管理費等				式		1				
工事価格				式		1				
消費税相当額				式		1				
工事費計				式		1				